

消防設備士講習案内

東京消防庁

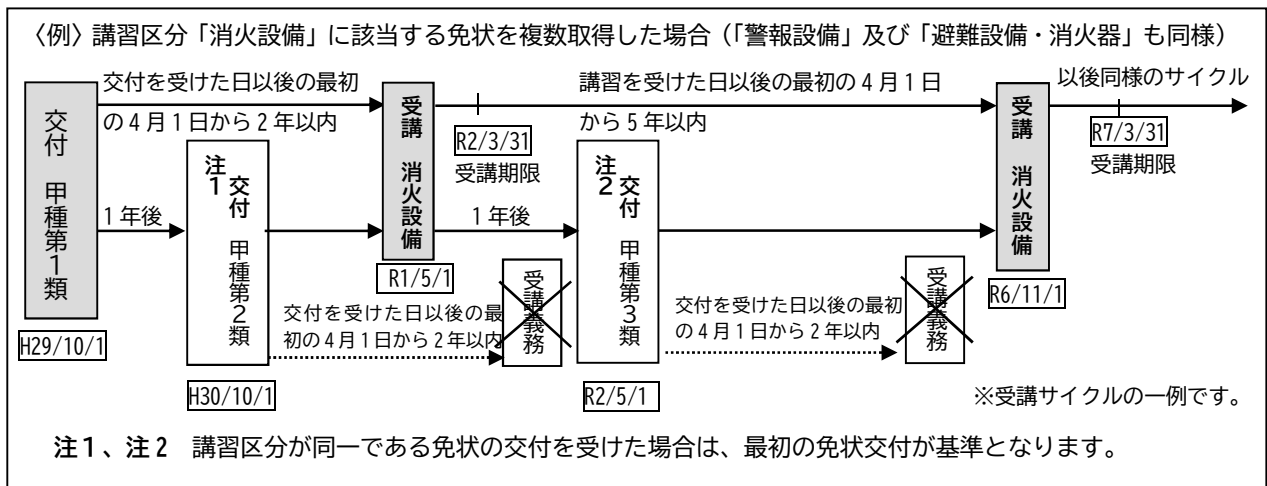
消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている方

2 受講期限(講習区分ごと)

- (1) 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
- (2) (1)の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内



3 講習会場及び実施日

消防技術試験講習場 千代田区外神田4-14-4 (講習会場案内図参照)

講習区分	免状種類	令和6年						令和7年				
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特殊消防用設備等	甲種特類		18日(火)									
消火設備	甲種第1・2・3類 乙種第1・2・3類	27日(月)		31日(水)		9日(月)	消防技術試験講習場の改修工事のため、講習は実施しません。 他会場での講習日程は、東京消防庁ホームページでご確認ください。					
警報設備	甲種第4類 乙種第4・7類	16日(木)		12日(金)		20日(金)						
避難設備 消火器	甲種第5類 乙種第5・6類	23日(木)	10日(月)		20日(火)							

4 講習時間

午前9時00分から午後5時00分まで(開場:午前8時30分)

※ 講習科目の一部免除を申請した方

午後1時00分から午後5時00分まで(受付:午後0時45分から1時00分まで)

5 講習科目等

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- (3) 効果測定

6 受講申請等

- (1) 受付日時

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで（祝休日及び年末年始を除く。）

※ 申請の締切日

各講習実施日の7日前まで（締切日が土、日、祝休日及び年末年始に当たる場合は、その後の最初の平日まで）

なお、定員になり次第締め切ります。

空席の状況は、東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）に問合せするか、東京消防庁ホームページで確認できます。



- (2) 申請場所

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）

- (3) 申請に必要な書類等

① 申請書 ② 消防設備士免状 ③ 受講手数料7,000円（非課税）

申請書は、東京都内の各消防署、消防署分署及び消防出張所に準備してあります。

なお、東京消防庁ホームページ（申請様式）からもダウンロードすることができます。

※ 申請時に提出した書類及び手数料は、一切お返しできません。

※ 一部の講習は電子申請でも受付ができます。電子申請を希望する方は、東京消防庁ホームページをご確認ください。

7 講習科目の一部免除

講習を修了した日（講習科目の一部免除を受けた講習を除く。）の翌日から起算して6か月以内に他区分の講習を受ける場合は、希望により5、(1)の科目の免除が受けられます。

※ 東京都以外の他道府県で受講した場合でも、講習科目の一部免除の申請ができます。

※ 効果測定の一部免除はありません。

※ 過去6か月以内に受講がない方で、2種類以上を同時に受講申請する場合

- ・申請時には、講習科目の一部免除の手続きはできません。
- ・受講日に「講習科目の一部免除を希望する講習の受講票」を講習会場へ持参してください。お持ちでないときは、後日受付を行った消防署所で手続きを行ってください。

8 講習当日の留意事項

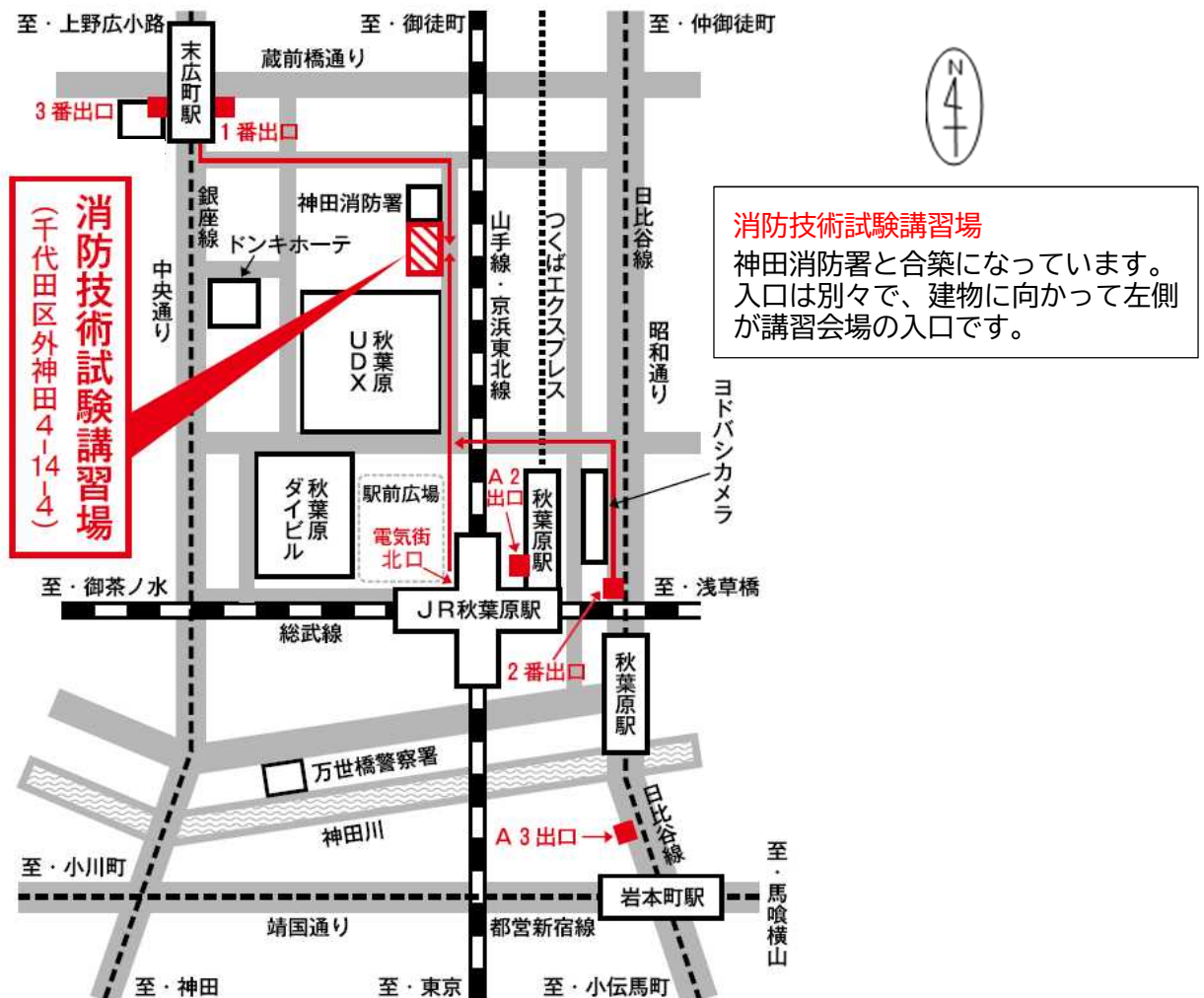
- (1) 講習当日は以下の3点を必ずご持参ください。

①受講票(電子申請を除く) ②消防設備士免状 ③筆記具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)

- (2) 講習で使用する教材は、当日に会場でお渡しします。
- (3) 原則として遅刻した場合は受講できません。また、早退した場合も講習修了とは認められません。
- (4) 講習を都合により欠席される方は、申請した消防署所へ連絡してください。
- (5) 講習中は、携帯電話等の電子機器類の使用、講習に関係のない本や雑誌を読む行為を禁止します。
- (6) 台風等により緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲示します。
- (7) 会場内は、原則、飲食禁止です。ただし、キャップ付きの飲み物又は水筒での水分補給は可能です。
- (8) 会場の建物内及び建物周囲は、全面禁煙です。
- (9) 会場内を換気しているため、体温調整ができる服装でお越しください。

《講習会場案内図》

※ 講習会場には駐車場及び駐輪場がありません。自動車・オートバイ・自転車での来場はお断りします。



消防技術試験講習場
 神田消防署と合築になっています。
 入口は別々で、建物に向かって左側
 が講習会場の入口です。

消防技術試験講習場
 (千代田区外神田4-14-4)

《交通機関》	
● JR 秋葉原駅（電気街北口）	徒歩5分
● 銀座線 未広町駅（1番・3番出口）	徒歩3分
● 日比谷線 秋葉原駅（2番出口）	徒歩7分
● 都営新宿線 岩本町駅（A3出口）	徒歩10分
● つくばエクスプレス 秋葉原駅（A2出口）	徒歩6分

問合せ先

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地区を除く。）
 公益財団法人 東京防災救急協会 防災事業本部講習事業部講習第一課 03-5297-7383
 東京消防庁 消防技術試験講習場 03-3255-2945

東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

